



羽の情報便

国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類添付等義務化

平成27年改正で、外国に住んでいる家族を扶養義務者に入れるような場合の添付書類の義務化が盛り込まれています。1番問題になっているのが、外国人の人が、例えば、日本の飲食店で働いて給与をもらうことになった場合、親や兄弟をたくさん扶養親族扱いにして、扶養控除で節税しようとしていることが問題になった為です。外国に住んでいる家族を扶養親族に入れたい場合は、親族関係書類と送金関係書類を用意して、確定申告書に添付して提出することが義務化されました。会社員で年末調整する場合は、経営者にこれらの書類を提出する必要があります。

（親族関係書類）

- ・ 戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類でその非居住者がその居住者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し
- ・ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）

（送金関係書類）

その年における次の(1)又は(2)の書類で、その非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるためのその居住者からの支払が、必要の都度、行われたことを明らかにするものをいいます。

- (1)金融機関が行う為替取引によりその居住者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類
- (2)クレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類

外国人の場合は、母国にいる両親や親戚に送金をするなどして実際に養っているのであれば、出生証明書や婚姻証明書などで親族であることを証明すれば扶養控除が認められます。しかし実務上は、友人・知人・親族等が帰国する都度現金で持ち帰っているため送金明細がない場合や父母・兄弟・甥・姪、多数の者を扶養していると申請してくる場合、又は被扶養者が母国において本当に所得がないのかどうか判断することが非常に難しい等、扶養控除の対象にしていまいかどうか判断に迷う場面が多々あります。

確定申告以外では、これらの書類の提出又は提示を受けるのは申告者の勤め先の企業となるはずですが、書類の提出ではなく、提示を行った場合は事後的に第三者（例えば税務署）が確認することは出来ないわけです。又現場や運用面では、いくら送金すればOKなのか。それとも、送金していればとりあえずはOKなのか。過去の不正が発覚した場合に、国税等は過年度分の徴収も求めていくのか、又その場合はその本税への延滞税等の類は課されるのか等、気になる点が上げられます。

これらのものについては、「その他所要の措置を講ずる。」となっておりますので、これから詰めて行くことになると思われます。その他にも、マイナンバーが控えており、それと合わせて早めに対応していくことが求められると思います。

本件は「平成 28年 1月 1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成28年分以後の所得税について適用する。」という取り扱いとなっております。

当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

お客様からのQ & A

転職を考えています。そこで、社会保険がしっかりと整っている会社を選びたいと思っていますのですが、求人を見てみると社会保険完備という会社もあれば労働保険有としている会社もありますが、この二つはどう違うのでしょうか？

社会保険には、健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険の四つの保険があり、社会保険完備はこれらのすべてに加入できるという意味です。

一方の労働保険有は、労災保険と雇用保険のみ加入できるという意味になります。通常は、一部の保険のみ加入到している場合には、雇用・労災保険ありなど加入している保険名を表記しています。

労災保険は、労働者であれば、全ての方に適用となり、フルタイムで雇用する社員は、雇用形態に関わらず健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに強制加入となります。

アルバイトやパートであっても、一日又は一週間の労働時間及び一月月の労働日数が正社員の四分の三以上の労働者は、健康保険と厚生年金保険に加入させなければなりません。

また、週二〇時間以上で三〇日以上雇用が見込みがある労働者は、雇用保険に加入となります。

社会保険完備でない場合は、それが違法でないかを必ず確認するようにしてください。



税金・保険のまめ知識（第97回）

貸借対照表って何？

貸借対照表は決算日における会社の財政状態を表します。要はどのようにお金を工面して、そのお金をどう使ったかがわかるということです。

どのようにお金を工面したかは、貸借対照表の右側に表れます。工面した方法は、人から借りたお金、自分がこれまでに稼いだお金の2つに分けられ、その合計が表示されます。

お金の使い道は、貸借対照表の左側に表示されます。工面したお金と使ったお金は同額のはずだから、貸借対照表の左右は同額になります。ですから貸借対照表のことをバランスシートといいます。

これを自分の生活に置き換えて、自分の財産を貸借対照表にまとめてみます。最初に右側をまとめます。ここには自分が生活につきこむお金をいくら調達したかを表します。

人から借りたお金は、自動車購入時のローン残高とクレジットカードの未決済分です。自分がこれまでに稼いだお金とは、手取りの給与から生活費を差し引いたお金の蓄積です。

続いて左側には、預貯金やこれまでに買った車、パソコン、ビデオカメラ、時計、オーディオセット、ジュエリーなど、個人財産が入ります。これが自分の財産です。

「借金も財産のうち」なんて言いますが、実際には、借金が増えたからといってうれしくはありません。貸借対照表の右側が増えるなら、自分で稼いだお金がたまって増えていったほうがいいでしょう。

では、どうして借金が増えるのでしょうか？それは使ったからなのです。貸借対照表の左側に上がった車、パソコン、ビデオカメラ、時計等が増えたから、工面しなくてはならないお金も増え、借金しなくてはならなかったのです。

よい会社の条件は2つあります。1つは、滞りなく販売した商品の代金を回収し、仕入代金の支払を行えること、つまり資金が上手くまわっていることです。

そして、もう1つの条件は会社が儲かっていること、つまり利益が上がっていることです。

利益が上がると借金を返済することができるので借入金が増えます。また、利益が上がれば資金に余裕が生まれ、会社の預貯金が増加します。

利益が上がり、蓄積されれば会社にとって、まず、緊急の出費に対応できます。例えば、販売した商品に欠陥が見つかり、クレームを受けたときがこれにあたります。欠陥商品を新しい商品と交換するなどの対応が必要となりますが、これには資金が必要となります。もしも利益が蓄積されていなければこのような対応ができず、得意先からさらに信用を失うこととなります。

また、赤字になってしまったときにも会社が倒産するのを防ぐために利益を蓄積した資金が役立ちます。

さらに、将来の事業展開のために設備投資を行いたい場合にも、銀行から資金を調達することなく、自社の預貯金で賄うことが可能となります。

これを個人の場合に置き換えてみると、会社からもらう給与が増えると、住宅ローンやカードローンを早く返済することができるし、銀行の預貯金も増えていきます。

これが利益が蓄積される状態です。その結果、預貯金残高が増えるので病気や怪我などで働けなくなったときにも安心だし、会社をクビになってしまったときでも何とかあります。さらに新たに住宅を購入するときにも預貯金を頭金として使えるので、借金が少なくてすみます。非常にゆとりのある生活になります。

つまり利益が上がって蓄積されると会社の資金に余裕が生まれ、安定した会社経営を行えるのです。



7月の税務カレンダー

7月10日(金)

6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

7月15日(水)

所得税の予定納税額の減額申請

7月31日(水)

- ・5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税>
- ・所得税の予定納税額の納付(第1期分)
- ・2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- ・11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- ・消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- ・固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付



生命保険の基礎知識(33)

～保険の約款を読んだことありますか?～



解除・解約・失効?

(1) 解除

保険期間の途中で、生命保険会社の意思表示で保険契約を消滅させること。保険約款では告知義務違反などによる解除権が定められています。

(2) 解約

将来に向かって保険契約を解消することです。解約によって契約は消滅し、以降の保障はなくなります。契約者の意思で自由にできますが、書類提出の手続きが必要です。手続き終了後契約を復活させることはできません。

(3) 失効

生命保険契約を有効に継続させるためには、払込方法に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があります。保険料の払い込みがストップし、払込猶予期間が経過すると契約が失効(契約の効力がなくなり、保障がなくなる)してしまい、万一の場合、保険金などが受け取れないこととなります。「失効してしまったが保険を続けたい」という場合は保険契約の復活という手続きが必要になります。



ちょっとコーヒープレイク! 思い違い・読み違い・書き違い・聞き違い

笑える話・面白い話(4)

～「幻聴に悩む友人」・「まじめすぎる男性の相談」～



①幻聴に悩む友人

ある男子生徒が友人に相談を持ちかけた。生徒「俺、最近、幻聴がよく聞こえるんだ」
友人「どんな?」生徒「しょっちゅう、俺をバカにするような笑い声が聞こえるんだ。病院行った方がいいのかな?」・・・友人「それより、学校変えた方がいいんじゃない?」

②まじめすぎる男性の相談

ある男性がペンギンを拾った。どうしたものかと、困った男は友人に電話して相談することにした。
男性「なあ、ペンギンを拾ったんだけど、どうしたらいいだろう?」友人「そんなの、動物園にでも連れて行けばいいだろう」
男性「そうだな。お前もそう思うか」
そして翌日、友人は男がペンギンを連れて歩いているのを見かけた。
友人「あれ、動物園に連れて行かなかったのか?」
すると男が答えた。
「ああ行ったよ。だから今日は遊園地に連れて行ってやろうかと思ってさ」





今月のコラム

一年の後半が始まる七月。源泉所得税の納付や労働保険の支払い等、出費が重なる月。

また、社会保険算定基礎届の提出もあります。給与計算に携わる部署の方には、あ、あの面倒臭い「ヤツね」と共感頂けるかも知れません。只、給与計算とは無縁と思っている方も、決して無関係な話ではありません。向こう一年の社会保険料、つまり、あなたの給与から毎月知らぬ間に天引きされる額が決まる手続が算定基礎届です。給与計算に携わる部署の方々に、気遣いや声掛けができると、給与は上がりませんが、あなたの株は上がるかもしれません。

そして、梅雨が明け暑くなり始める「小暑」(七月七日頃)と、暦の上で最も暑い時期とされる「大暑」(七月二三日頃)を合わせた期間(約一ヵ月)を「暑中」と呼び、この時期には文字通り暑中見舞いが贈(送)られます。

更に、七月・八月にピークを迎える熱中症。自分自身はもろろん、身の回りで発症する方も増えるこの季節。最低限の予防法・対処法については心得ておきたいものです。昔前は「熱中症」ではなく「日射病」とよく言われていました。熱中症とは総称で、熱射病・日射病は特定の病状とこのことから、近年各々の発症メカニズムが同じであることから、近年では「熱射病」に統一されつつあるようです。熱中症は、予防・処置ともに「水分」「塩分」「適度な休憩」が必須と言えます。

喉の渴きを自覚した時というのは、身体が早急に水分を要求している状態にあると言われています。高温多湿が続く時期や急に暑くなった時等、日頃からの水分と適度な塩分補給を心掛けましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からカウンセリングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,800円 月額 7,560円～ 決算月 32,400円～

法人：入会金 10,800円～ 月額 16,200円～ 決算月 81,000円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,240円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

